「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法)」が令和 8 年 12 月 25 日に施行されます。この法律は、学校や保育所、児童福祉施設や学習塾など、児童等に対して教育・保育等を行う事業者に対し、性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるものです。

【事業者にもとめられる取り組み】
・日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
・性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

教員免許状・保育士資格等の取得に際した実習計画において、こどもに対して支配性、継続性および閉鎖性を有する実習であると判断された場合、特定性犯罪前科（※1）の有無の確認が行なわれる可能性があります。この確認の必要有無は実習先等が判断します。

※1　特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童売春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（拘禁刑は刑の執行終了等から 20 年、執行猶予は裁判確定から 10 年、罰金は刑の執行終了等から 10 年）の前科を指します。

特定性犯罪前科の確認の有無が必要であると判断された場合、実習生よりこども家庭庁に戸籍等の提出が必要になり、性犯罪前科があると確認された場合、こどもと接する実習や活動はできません。当該実習等ができないことにより、本学を卒業・修了することにより得られる免許・資格の取得要件や、課程の修了要件に影響が生じる可能性があります。

そのため、児童等と接する実習等の前に、法律に基づく特定性犯罪前科の確認手続きが行われることへの同意書および特定性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が必要です。

なお、教育実習・保育実習以外の実習やインターンシップやボランティア活動にて、児童等と接する活動や業務に従事する場合においても、当該対象事業者が当該学生を特定性犯罪前科の有無確認の対象と判断し、同様の対応が求められる可能性があります。

制度の詳細についてはこども家庭庁 HP を参照してください。

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

＜問い合わせ先＞
進路支援部 免許・資格課　TEL：075-491-2141（代表）